

をはいていたのか記憶は確かでないが、ある日、母がパンツというものを買ってきてくれ、わたしは喜んで着用したものだ。組ではわたしが最初だったと思う。もちろん、水泳などすっぱだから泳いだり、誰もがそうだったから、おかしくもはずかしくもなかった。」

「ゴム靴がはけるようになったのが五年生時分で、それまでは藁で作った深ぐつで、弁当は柳行李、おかずは沢庵漬にきまつていた。雪の降る日はみんな毛布を被っていた。着るものはもちろん和服で、一・二年生時代は紺の前だれをつけた。冬季間の暖房は雨天体操場に大火鉢が三箇ほど据えてあり、炭火をおこすのにブーブー吹いたものである。教室には火鉢も何もなかったので、時間が終ると大急ぎで雨天体操場の火鉢にかけつけた。ときどき寝小便の着物をその火鉢であぶって乾かす者もあり、よいおいを発散させた。」

「授業は先生が一人で三学年担当された。したがって、一年が授業を受けている間二年と四年は自習、二年が授業を受けている間、一年と四年は自習ということになるから、一時間の授業時間も三分の二は自習である。その間、隣りどおしで話しあったり、悪さをして叱られる、立たせられることは毎日のようであった。そのかわり、二年生が掛算の九九を教えてもらうのを聞くから、一年生でも聞き覚えに覚えてしまうというようなプラス面もあった。」

第九節 大正・昭和初期の産業経済

一、大正初期の養蚕業

大正年代に入つて但東町内各村の経済は必ずしも好転せず、大正二年二月郡役所に報告された「資母村役場事務報告書」も、当時の絹織物機業について「本村織物業は一般不景気の打撃を受け、営業者は頗る悲境に沈めり」と報告し、この年郡、村費の補助を得て「起織機」（注・力織機か）を購入することとなり、斯業の発展の一助としたことを付記している。山陰地方では入会山等が多く、生活自給経済の面では比較的暮しよかつたが、積極的な所得限としては木炭製造販売や養蚕業等しか現金所得を確保する途はなく、不況期においてこれらの業務の重要性がとくに重視された。したがつて前述「資母村事務報告書」も、この年の報告で、村内の養蚕業の状況を次のように報告しているのが注目される。

養蠶ハ本村農家經濟ニ大關係アル第一ノ副業ニツキ之レカ改良發達ヲ期スル爲メ本村二期節教師ヲ雇
聘シ實地指導ヲ爲スハ勿論稚蠶共同飼育組合養蠶業組合ノ設立桑園ノ改良蠶種共同購入等ニツキ各大
字ニ於テ懇切談話ヲ爲サシメタリ尚ホ本村内ニ於テ斯業ニ堪能ナル者四名ヲ選ミ世話係トシ村長ヲ補
佐シ前項ノ事業並ニ生繭合同賣買上ノ斡旋ヲ爲シタリ

稚蠶共同飼育組合設立 九ヶ所

養蠶業組合設立現在 一七ヶ所

本年二月資母村役場樓上ニ山崎郡蠶業技手ヲ聘シ蠶業講習會ヲ開設セリ講習生五六名

本年本縣農會主催蠶業共進會並ニ神美村里道改修視察ヲ渋谷謙三、渋谷季藏、上田安右衛門、永井三郎左衛門、今井又右衛門、太田吉右衛門ニ囑托セリ

本年全上共進會ニ繭、苗木等出品シ相當ノ成績ヲ得タリ

繭出品點數 四七點 苗木出品點數 五點

蠶繭乾燥場ハ八鹿村ヨリ乾燥技術員ヲ雇ヒ其他熱心ナル從事者ヲ選ミ且ツ村ニ於テ信用且ツ名望アル監督員ヲ選ビ村長ト共ニ監督ヲ怠ラス從事セシ結果益々乾燥ノ効果アルヲ一般ニ認メシムルニ至レリ
本年ノ乾燥高二、〇〇〇貫余ニ達セリ

本年本村産春蠶繭ヲ統計ニ示セバ左ノ如シ

春蠶繭上繭 五、五四〇貫匁 屑繭ヲ省ク

内二、七一五貫匁 郡是製糸會社へ賣却

約一、〇〇〇貫匁 他會社並ニ商人へ賣却

二、〇三〇貫匁 本村乾燥場ニテ乾燥

内約五〇〇貫匁 他町村繭及他會社へ賣却ノ分乾燥

約三〇〇貫匁 自家乾燥自家製糸

如上生繭賣買ニ關シテハ村長並ニ世話係ト共ニ斡旋盡力ヲ爲シ頗ル好結果ニ取引ヲ爲シ得タリ

桑園改良ニ付テハ常ニ獎勵ヲ怠ラズ本年本縣桑園改良補助規程ニヨリ申請セシ分四ヶ所ニシテ反別五

反九畝ニ歩ナリ目下山林開墾早生桑植付獎勵中

また西谷の瀧本繁吉氏の当時の手記は、合橋村における養蚕の事情を次のようにのべている。

養蚕は当地農家にとつても農家収入の最大の重要部門で、年間の収入の五割、規模の大きい養蚕農家では、七割ないしそれ以上を養蚕収入で充していた。したがつて良田にも桑を植える状態であつた。当時は部落共有林はどこでも好きな所を「申し出」により自由に開墾して桑園にすることができた。したがつて全戸このような開墾桑園をもち、非養蚕農家も開墾して桑を植え、桑を売つて収入を得た。

大正時代当地に入つて繭を買つた製絲会社は、郡是製絲が最も大きく、現在の町農協合橋出張所に大きな乾繭所をもつていて収繭期にはそこに女工がやつて来て検査をし選繭して乾繭し、荷馬車で雲原に運んだ。

その他日本製絲系の坂口製絲は、購繭所を南尾の現在の出合日の出屋辺に設け、しのぎを削つて各養蚕農家から繭を買い集めた。このため各部落はそれぞれ二つの製絲会社に二分される形になつた。

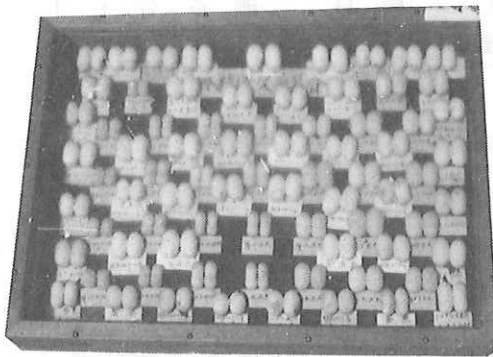
繭価は大正八年の夏秋蚕の一〇貫当り一四〇円を最高に、昭和恐慌といわれた昭和五年には遂に二二円（一〇貫）にまで暴落し、その間繭価格変動が著しくなつたため、各養蚕農家は部落で統一して製絲会社に当るようになつた。

昭和一〇年頃新綾部製絲が唐川に進出し、また繭価が産繭出廻期に下落するので、江原に北部乾繭が設立され、年間の平均値で養蚕農家に支払うという約束の購繭も行われた。この頃南田初太郎を組合長として合橋村養蚕組合が設立されたが、組合でも繭の売先すなわち取引製絲を決めることが最大の問題となり、会議

第九節 大正昭和初期の産業経済



写真 伊崎喜代太郎氏50年間の記録とその保存繭（まゆ）



が深夜に及ぶことがしばしばあり、時には投票で決めても纏らなかつた事があつたと書かれている。これらは大正初期から昭和初期の養蚕業の実状を伝えるものといえるであろう。

二、但馬縮緬工業組合と但東町機業

1、縮緬機業の発展

明治三五年頃から従来同業組合的な家内工業として、資母村を中心に発達してきた但東町の縮緬工業は、そのマニユファクチュアー段階から一步を進めて「但馬縮緬工業組合」に組織化されることになった。組合事務所は中山におかれた。当時の同組合資料によって、わが国の産業革命時代といわれた明治末期から、大正・昭和初期における但東町の縮緬工業の概要をみれば次のようである。

「但馬縮緬工業組合の沿革」によると、明治三五年設立以来の組合員機業の設立及び廃業状況、工業組合の需給調整機能としての大きな休業の状況は下のようであった。

既に見たように但馬縮緬は文化年間(二八四一―二八七)丹後峯山町から移入されたと伝えられているが、その詳細な移入経路は今なお明らかにされていない。しかし丹後を含め、但馬の気候風土は、縮緬物の製造に適する「立地条件」をもっていたことは明らかである。

【注】 絹織物の製作工程において、絹糸は作業機械の木材、金属、

図表60

休 機 状 況				
期 間	設立	廃業	休 業	
明治35～大正10年	13	4	大正9年半年間	
大正11～昭和5年	3	3		
昭和5～昭和11年	8	2	昭和10年11月統制休業 10日間 昭和11年11月強制休機 1ヶ月間	

硝子、磁器等と磨擦することによって静電気を起す。しかし絹そのものは絶縁体として作用する性質を持つから、それら静電気の量は、製造工程において絹のある場所に蓄積されることになる。かくして絹糸が帯電すれば、糸は相互に静電気に邪魔をされて動き、纏れ合うことになる。しかし若干量の水分子を吸収させると、それによって糸と空気の伝導性が高められ、電圧差が少くなり、工程上の混乱は回避される。絹糸の捲取中絶えず水分が補給されるのはそのためである。したがって自然の湿度の高い気温は、絹、人絹工業の最良の立地条件となる。そのような気候条件の工場の工程でも、自然の湿度が生絲にとって適当な湿度に合わない場合は、人為的に空気にも、絲にも適当な湿度を与え、調節する方法がとられる。それによって五〜一五%程度の能率増加と、一八〜二二%程度の質の向上を見る事ができる。(川西正鑑著「工業経済地理」)

昭和一〇年の統計によれば、山陽の岡山地方と豊岡及び出石の気温、湿度、降水量等を比較してみると次表のようである。但馬地方が如何に湿度が高く、降水量が多く、その意味では絹織物業に適するかが知られる。当時は縮緬機業も資母村が中心であったが、明治年間はまだ手織であった。しかし明治末期より大正初期にかけて「足踏自動織機」が導入され、大正六年石油発動機の使用による自動織機に変わった。いわば機業における産業革命が到来したのである。したがって中山には早くも会社経営によるかなり大きい工場が設立され、赤野神社前一带には意勢のよい石油発動機の爆音と、自動織機の音が聞かれるようになった。

原動機の発動機も、最初は焼玉式の石油発動機であったが、漸次高級化し高馬力のものが採用され、のち瓦斯発動機等高馬力も活用されるようになった。

図表61 但馬の気温・湿度と降水量
(昭和10年)

区 別	岡	山 出	石 豊	岡
気 温 平 均	14.5	14.4	11.9	
最 高	36.8	33.0	35.6	
最 低	— 7.1	—11.1	—11.2	
湿 度	73	—	79	
降 量	894	1.816	2.133	
降 快	57	—	12	
降 水	116	208	220	

注 降水量ミリ、帝国統計年鑑等による。

型紙による紋織、高級絲による綾織等の製造に指向されるようになった。大正一二年久邇宮家より買上げられ、昭和三年の大禮奉祝献上品として採用された等の記録がそれを物語っていたといえる。

いま昭和一〇年頃の旧資母村を中心とする当時の但東町各部落別の工場分布をみれば次表のようである。また昭和五年以降一〇年までの工業組合の縮緬生産高及び価額は次表のようであった。すなわち当時の工

別項でみるように、動力源からみた縮緬工業の第二の革命となったのは電力の導入による電動機の採用であった。電気導入は大正九年頃から行われ、但東町はこれによって従来の「ランプ」から解放され、夜間照明による夜業を容易にしたのみならず、より容易に、小さい場所に、分割して動力源を導入することが可能となった。また動力源の経済性から集中的な工場制工業に傾斜した当時の縮緬機業は、電動機の導入によって、再び家内工業的機業に分散するようになった。それは大量生産の法則に支配される装置工業というよりも、もともと賃織を主とした中小機業であったため、農家の賃織兼業に分散していったのである。しかし当時の但馬縮緬工業は、技術的には相当高級なものが生産されるようになり、各種の

図表62 昭和10年縮緬織工場の分布

部落別	工場数	機台数	従業員数	動力馬力数	動力源別
中山	23	109	210	95	電動機
奥藤	3	11	18	5	〃
赤花	1	35	52	15	〃
畑山	4	11	20	5	
太田	2	5	6	3	石油発動機
坂野	2	12	20	5	電動機
計	35	183	326	128	

当時の資母村全体の米の生産額一九万円、木材一万三〇〇〇円、養蚕収益六万六〇〇〇円、木炭三万円、牦牛の総販売額三万円に比較すれば、如何に大きい収益であったかが知られる。

場は中山に集中し、織機台数一〇九台、従業員も二一〇名に達し、いわば工場制工業に近い体制にあった。しかし太田ではなお石油発動機が使用されていたものとみられる。

当時の縮緬工業組合の調査によると、昭和五年の生産高は五万七〇〇〇反、昭和一〇年までの景気不景気により生産高の消長はあったが、一〇年の推計では一〇万反、その生産額も当時の金額で八七万円に達していた。この中純収益となる付加価値生産高は五万五〇〇〇円程度とみられており、これを

図表63 昭和5～10年の縮緬生産高 工業組合調

年次別	生産高反	同価額千円
昭和 5	57,000	460
6	28,400	154
7	32,500	227
8	54,000	420
9	83,000	632
10	100,000	870

2、縮緬工業の経営経済

ある学者は日本の初期の工業や社会政策の発展過程の研究で、資本は記録を残しているが、労働は記録を残さなかったと述べている。しかし、もともと賃織加工を主とした但東町の縮緬工業については、資本も記録を残していないし、労働も記録を残していない。とくにその経営内部の経営経済について、どれ程利益があったか、損をしたかを知るに足る記録が残されていない。僅かにこの頃の縮緬工業組合の僅かな資料と記録によつて、これら工業の固定資本、流動資本の概要をみれば次のようである。

まず大中小工場別の固定資本の概要を記録されているものをみれば、比較的大工場とみられる織機二〇台以上のものでは固定資本は一台につき一、二〇〇円、五台程度の工場では一台当り千円、五台以下の小規模のものでは八〇〇円ですむとされていた。しかし流動資本は一台当り四〇〇円程度であった。したがつて織機三台程度の家内工場では、その三倍の固定資本二、四〇〇円、流通資本一、二〇〇円、合計三、六〇〇円程度の資金で足りたのである。このように、流動資本を別として、織機一台当りの固定資本は、大きな工場らしい工場を建てて操業する程一台当り固定資本の額が大きくなったから、この点でも分散的な家内工業的操業が比較的有利になり、農家の兼業形態の機織りが普及することとなったのである。これらの関係をも少し詳しくみれば図表64のようである。

但馬縮緬工業組合が、織機八台程度、当時の中規模とみられる経営について一経営体当りの収支計算を掲出しているものによれば凡そ次のようであった。

すなわち原料代一七、三六〇円、に対し労賃支払額は三、〇〇〇円、諸償却一、四〇〇円、精練費六二〇

第九節 大正昭和初期の産業経済

図表64 縮緬機業の所要資本（1台当り）（昭和10年現在）

項目別費目	金額(円)	内訳
固定資本	1,550	
工場敷地	100	1台当5坪
建物	250	建坪5坪
機械	1,200	1台平均
流動資本	450	
動力費	36	1台 $\frac{1}{3}$ 馬力
電灯費	12	1ヶ年分
薪炭費	30	〃
糊代	25	〃
労賃	300	〃
其他	50	〃

注 安田源次氏調査による

図表65 織機8台経営の収支計算 昭和10年調

項目別費目	金額
収入の部 売上金	25,560 ^円
支出の部	
生糸代	17,360
労賃	3,000
織物税	120
電灯電力	800
諸償却	1,400
公租公課	500
精練代	620
難引受代	300
其他雑費	480
家計費	980
計	25,560

(組合調)

図表66 縮緬工場職工の年令別構成 昭和10年

項目別	15才未満	15～20才	20才以上	計	
職 工	男	3	18	48	69
	女	24	80	83	187
家 族 従 業 員	男	—	—	16	16
	女	—	34	20	54
計	27	132	167	326	

工業組合調

円として家計費に九八〇円を仕向け、それらが製品受払いによる手取り収益二五、五六〇円に見合う支出となっている。

この当時工業組合所属工場の従業者は、家族従業者を加え三二六名で、その年令別内訳は次表のようであった。また昭和八年二月改訂以来の男女工の平均賃金は次のようであった。

織物工業においては織手は女工で、女工が多く、それは殆んど地元もしくは近村の女子青年であり年令も若く、当時一五才未満という尋常小学校卒業者が多かった。また家族従業員も女が多く、

経営主の配偶者も、息

子の若嫁も皆職工と一

諸に機を織った。した

がって平均年令層も若

く三二六名中二〇才未

満のものが一五九人と

ほぼ半数を占めていた。

年令が低いことに加

えて賃金も安く、昭和

八年二月で男子九〇銭、

図表67 昭和初年縮緬工場賃金の推移
一人一日平均

年 月 日	男 工 (銭)	女 工	養成工
昭和8.2	90	70	30
8.8	105	85	30
9.2	95	75	30
9.8	110	95	30
10.2	120	100	35
10.8	100	85	35

注 養成工は15才未満女子

女子七〇錢で、見習の女子養成工は三〇錢であつた。しかしいづれも食事宿舍費込みであつた。また現在では賃金は上ることはあつても、下ることは殆んどないが、当時は景氣不景氣によつてつねに上下し、しばしば下ることがあつた。なお賃金は年二回払いで、旧正月と盆（八月一五日）に支払われ、「節季払い」といわれた。この当時全国農業日雇賃金は、男七九錢、女六一錢であつた。

3、大正年間における丹後・但馬の機業の状況

大正二年（一九一三）の縮緬機業はなおほとんど手機（てばた）家内工業の状態で、日本銀行京都支店が丹後一円について調査したものによつてみても、工場組織をもつものは僅かに一二工場に過ぎなかつた。またこの年丹後一円の機数四、一・二三台中、「力織機」は僅かに八六台に過ぎなかつた。丹後がこのようであるから当時の但東町の様子はほぼ想像することができる。ただその力織機の価格について次のような記録があるのが注目される。（「京都府百年の資料」）

蓋シ力織機ハ幼稚ナル手機ニ比シ生産能率遙ニ高ク從テ又、生産費ヲ低廉ナラシムル利益アリト雖モ、手機カ一台僅カ二十円内外ナルニ力織機ヲ使用スルニ於テハ勢ヒ工場組織トナスヲ要スル結果、工場ノ建築設備等ニ少ナカラサル固定資本ヲ要スルカ故ニ同地方ノ如ク機業家ノ資力薄弱ナル処ニ於テハ其ノ利用容易ナラサル事情アリ、今日ニ於テハ労働賃銀ノ低廉ナルト世人カ尚一般ニ器械織ヨリモ手織ヲ尚フノ風潮アリ

とし、力織機の使用は今にわかにその採用は困難で、研究の要ありとのべている。

また当時の「歩機」（歩ばた）と約定機（やく定ばた）について次のようにのべている。

歩機トハ仲買ヨリ或ル数量ノ原料を機業家ニ交付シテ製織セシムルモノニシテ初メ原料ヲ交付スルニ
 当リ原料竝ニ製品ノ価格ヲ定メ其ノ差額ヲ以テ機業家ノ歩口錢トナスモノナルカ故ニ之ヲ歩機ト稱シ此
 ノ如クシテ機業家ノ製織スルモノハ原料供給者タル仲買ニ引渡ス可キ約束アルモノナルカ故ニ之ヲ約
 定機トモ謂フ仲買ガ原料ヲ供給スルニ当リテハ其ノ全部ヲ交付スルコト多ケレトモ或ハ緯絲ニ使用ス
 ヘキ絹紡絲ノミヲ交付シ経絲ニ使用スヘキ生絲ハ機業家自身ヲシテ購入セシムルコトアリ。

いづれの場合においても、その供給する原料は時価以上の価格をもつてし、売渡し製品もまた時価以上
 買取る形式をとり、「賃機」とはこの二種の機家の下請といえる。いづれにせよ織元より原料を交付し、一
 定の織賃を得て織上げるに止まる手機もちの賃織労働者といわれる存在であつたとしている。またこれら歩
 機、約定機の職工については次のように述べている。

職工ハ大部分丹後但馬地方ノモノニシテ主トシテ女工ヲ使傭ス普通十四、五才ヨリ雇入レ機織ノ予備
 的作業ヨリ修習シ一人前ノ職工トナルニハ二、三年ヲ要シ結婚後モ職工トシテ通勤スル者ナキニアラ
 スト雖モ寧口例外ナリ而シテ職工ハ必スシモ下流ノ子女ノミナラス中流ノモノ亦少ナカラス是レ機業カ
 同地方ノ一般の産業タル結果機織ノ智識ヲ具フルニアラスンハ結婚後不便ヲ感スルコト多キニ因ルナ
 リ職工ノ賃銀ハ出来高払ノ制ヲ採ルモノ多ケレトモ日給若クハ月給制ニ依ルモノナキニアラス是レ出
 来高払ノ方法ハ生産率ヲ高くスルモ徒ニ出来高ノ多カラシムコトヲ欲スル結果製品粗雑ニ流ルル嫌アレ
 ハナリ而シテ職工ノ賃銀ハ予メ幾何ト定ムルコトナク旧正及ヒ旧盆ノ決算期ニ於テ職工ノ帰郷スルニ
 当リ其ノ半季間ノ縮細市況時価等ヲ参酌シテ支給スルヲ普通トス賃銀ハ製品ノ種類ニヨリテ異ナルコ

ト勿論ナルカ一人前ノ職工ニテ主家ニ宿泊シ食事ヲ給與セラルル外、平均一日二十錢乃至三十錢位ナリト云フ。労働時間ハ午前五時半ヨリ午後八時迄ト定ムルヲ普通トス。

また原料の生絲については三・丹・地方（但馬・丹後・丹波）では養蚕が盛んで小製糸業者も多く、自家製糸も行われていたので、それらを専門に買集める小商人があつた。それを各地方から機業他の糸問屋に送り、問屋から更に機業家に供給されていたもので、製糸家と問屋との取引は、価格の変動がはげしいため「現金取引」であつたとのべている。このほか奥州ものが多く使用されたことを指適していた。

更に自営機業家の原料仕入れの場合の金融、利子等の關係については当時の実情を明らかにしている。

自営機業家ノ中ニハ其ノ欲スル所ヨリ原料ヲ買入レ欲スル所ニ製品ヲ売込ムモノアリ是等ハ二ヶ月後ニ決済スルモ計算ハ現金取引アリタルモノトシ日歩ヲ付シテ精算シ手形ヲ用フルコトナシ、其ノ他多数ノ機業家ハ仲買ヨリ先ツ原料ヲ以テ融通ヲ與ヘラレ之ニ対シテ製品ヲ仲買ニ交付スルモノナルカ其ノ都度精算シテ決済スルニアラス只仲買ノ帖簿及ヒ通帖ニ原料竝ニ製品ノ売買ハ現金ヲ以テ取引セラレタルモノトシ同時ニ右金額ノ貸借アリタルモノトシテ記帖シ該貸借ニ対シテハ相互ニ三錢乃至四錢ノ日歩ヲ付シ旧正月及ヒ旧盆ノ半季毎ニ決済スルモノニシテ利息ノ計算ハ六月及ヒ十二月末ノ兩度ニ行フヲ普通トス而シテ丹後ニ於ケル縮緬ノ取引ハ生目取引即未タ精練セサルママ量目ニ從テ取引スルモノニシテ精練ハ仲買カ丹後ニ於テ之ヲナサシムルコトアルモ多クハ京都ノ縮緬問屋ノ手ニ移リタル後京都ニ於テ行ハルルモノナルカ精練後始メテ種々ノ瑕疵発見セラルルトキハ問屋ハ仲買ニ「難引」ヲ要求シ来ルコト少ナカラス。

とのべている。この当時の機業の態様を知ることができよう。

なおこの当時すなわち、昭和十一年の「資母村事務報告書」によれば、この年の村内の縮緬の製造状況及び馬車、自転車等の台数は次のようであった。

縮緬製造戸数 三五戸

織機台数 一七九台

製造反数 四八、八〇一反

金額 五二二、一七〇円

車輛等台数左の如し

牛馬車 五 人力車 —

中 車四一 自転車六六八

小車一二八 自動車 六

オートバイ一

これによつてみれば、昭和初年における但東町の機業の状況と当時村民の交通機関、輸送機関の装備状況を知らう。資母村でもこのようであつたから、高橋村や台橋村でも車や自転車の台数は、ほぼ同じようであつたと思われる。

三、公有及び部落有林入会林整理事業

明治四〇年(一九〇七)の「森林法」改正により、全国の公有林部落有林の整理統一が行われることになった。しかしこの事業は従来の地元住民の利害関係が極めて深く、直接日常生活にも関連する面が多く、時と場所によっては生活権にも影響を与える切実なる問題だったので、各部落の関係者の協議と納得が必要だった。協議はしばしば曲折難行を重ねながらも、当局の努力と関係村民の理解とにより進んでいった。

1、合橋村畑における整理事業

合橋村における公有林整理事業は東床尾の麓の畑村で行われた。合橋村では最も大きい公有林があるのはこの畑村であった。大正三年一月二七日合橋村会で可決された「公有林に関する稟請書」は凡そ次のようである。

稟 請 書

畑村公有林は別表(第一号)ニ示スガ如ク焼畑ヲ併セ公簿面積八十三町九反五畝余歩ヲ有スト亟、個人ノ占有地少カラズシテ其筆数反別々表(第二号)ノ通り二百有余筆ニ錯雜分裂シ、名稱ハ公有林ナルモ実質ハ私有林ニシテ、森林法施行規程ニ基キ公有林ノ管理区分并ニ管理方法ヲ定メントスルニハ先ツ之ガ処理ヲ決定セザルヲ得ズ。

個人占有林地ノ沿革ヲ尋ヌルニ、明治七年官民区分有伺ヨリ同十一年山林調査ニ際シ、此ノ錯雜紛糾セル多数ノ分裂地ニ対シ一々地券ヲ受ケ所有權ヲ区分スルノ煩ヲ厭ヒ、寧口之ヲ村持ナル名稱ノ下ニ總括シ置クノ單純ニシテ手数ノ寡ナキニ如カズトノ、權利志想ノ發達セサル当時粗野ナル思慮ニヨリ、私有權アルモノヲ公有林ニ包含セシメタルニ過キズ。既ニ数十年ヲ經過セル今日、每筆是レガ証ヲ舉

示スル事能ハサルモ別紙(第三号)証ノ如ク明瞭ナル証ヲ存在セルモノモアリ。且ツ別冊(第四号)ハ、当時村方ニ於テ調製セル一筆限帳ハ全部ニ対スルモノヲ証明スルニ足り、之ヲ実地ニ徴スルモ樹令一百年以上ヲ経タル立木ヲ存置シ、村民が公有林トシテ入会セザリシ証跡ヲ認め得ベシ。

如此、個人占有ノ林地ハ、公有林ニアラズシテ私有地ナル事実ハ畑村住人全般ノ從來ヨリ承認セル処ニシテ、之レが売買譲與ニ當リテ曾テ村民ノ製肘防害ヲ受ケタル事ナク、平隠無事ニ私有林ト同一ノ實質ヲ具備シ進退シ来リタルモノニシテ、登記法家督相続税等の制定実施セラルル今日之ヲ其俟ニナシ置クハ一面脱税ニ均シク、一面所有権ノ確実ヲ保スル所謂ニアラズシテ公私ノ利益ヲ殺ク甚ダシキニヨリ、公有林整理ヲ機トシ之レカ処理ヲナサザルヘカラズ。

依而、畑村ハ公有林整理委員ヲシテ之レカ処理立案ヲナサシメ村議ニ付スル事トセリ。委員ハ畑村將來ノ農利ト牧畜事業等、農村トシテ存立センバ幾何ノ公有林ヲ有セサルベカラザルヤヲ講究シ、約百町歩ヲ要スルモノト認定セリ。

然ルニ現今名稱実質ヲ併有セル公有林ハ四十二町二反余歩ニシテ(第四号表中、畑村トアル分)約六十町余歩ノ不足アリ。今日ノ機ヲ失セバ他日之ヲ獲得スルノ難キヲ知り、強制ニ失スルモ之ヲ占有地ヨリ得、尚散在セルモノヲ彼此交換的ニ可成丈ケ集合シ得テ農利ニ資シ、他ハ尽ク私有林ニ移シ登記相統等ノ税法ニ応セントノ法案ヲ立テ、全部林地ヲ評価シ其評価額ヲ以テ前記不足ノ六十余町歩ヲ補充シ、補充林地ニ当リタル占有者ハ異議ヲ挟ム事能ハザラシメ、以テ立案目的ヲ達セン事ヲ期セリ。其評価第二号表評価欄ノ通りニシテ、結局、畑村トシテ個人ヘ支払フベキ金額費用ヲ併セ三千八百三

十一円〇一錢トナレリ。然ルニ支出金額ノ徴収最モ至難事ニシテ其方法如何ハ、本問題ノ成否ノ岐ルル処ナルヲ以テ、細民ノ負担ヲ輕カラシメン事ヲ欲シ支出方法ハ別表第六号表ノ通り純然タル私有林トナスベキ林地ノ評価額及ビ筆数戸数ニ負担セシムル事トセリ。

前記立案ヲ以テ村集会ニ付議シタルニ、利害ヲ異ニセルモノアリ決セズ。月余ニ涉リ數回ノ集会ヲ重ネ遂ニ委員立案ノ通り決定スルニ至レリ。本件ハ公有林整理ノ先決問題ニシテ且ツ、畑村將來農村トシテノ存立ニ影響ヲ及ボスヲ以テ委員ノ講究立案ヲ是認シ、公有林ノ売買御認可相成度別紙參考書類添付シ此段申請候也

大正三年十二月

合橋村ノ内、畑村公有林整理委員

兼 畑村代表者

川戸 直[㊟]

大石鉄之助[㊟]

井上市右衛門[㊟]

福田直太郎[㊟]

井上利太郎[㊟]

橋本 善七[㊟]

田村熊次郎[㊟]

計	的場	床尾	〃	〃	〃	〃	小峠	字
	山林	焼畑	〃	〃	山林	焼畑	〃	山林
	三九〇ノ一	一一四ノ一	一一四	一ノ五	一ノ四	一ノ三	一ノ二	一ノ一
	八三	四	七七					一町
	九五二七	〇〇一六	一〇一〇	五二〇八	〇一〇〇	二〇〇〇	一五一〇	八五二一
								一〇二二
								積歩

(編注 第二号表以下省略)

(別表第一号)

合橋村長代理助役

畑村 公有林
公有焼畑表

中田善一郎 殿

中尾 善吉印
中尾 万吉印
系谷 岩蔵印
岡 新蔵印

これを受けて村長代理助役中田善一郎は、理由書を村会に付議し、原案可決をみたのは既述のとおりであるが、明治七年(二七四)官民区分有林以来の懸案を解決した公有林整理事業として顕著なものである。また「稟請書」文中、畑村代表者が、地元の協議を重ね自から盛上った意見を結集して、具体的処理案を示した実際的好例であるといえよう。

なおこれら公有林整理事業については、明治四五年四月から大正二年(一九一三)三月三十一日までの「

資母村役場事務報告書」の中の勸業の部に次のように報告されている。

これによつて、森林法改正に伴う全国の公有林野の整理事業は、末端の市町村、とくに山村の町役場の事務としては当時のかなり大きな具体的事業で、明治末期から大正初期にかけての村民の生活に直接関係のある重要問題であつた事が知られる。

一、公有林整理ハ入會關係ヲ除外十一ヶ村管理區分ヲ決定シ本村會ノ議定ヲ經進達セルモ未タ認可セラレズ

入會關係ニ就テハ整理委員ト協議交渉セルモ多年ノ習慣種々ナル關係ヲ有シ未タ決定ニ至ラス
公有林野管理區分決定ノ大字ニ對シテハ農業附屬地整理ヲ獎勵シ本年中採草場整理申請セシ箇所並ニ反別及放牧地ノ設置左ノ如シ

採草地整理六ヶ所 反別十六町七反三畝歩

放牧地整理二ヶ所 反別四町八反五畝歩

右申請外採草地一町歩未滿ノ整理ハ各大字共多分之ヲ行ヘリ。

とあり、入會關係の整理統合についてはなお整理委員に交渉中で決定にまでは到っていないが、公有林野の管理区分の決定は各大字部落において、次第に整理が進行しつつあることが知られる。

2、資母村における林野統一問題

大正一五年四月兵庫県知事によつて承認された「資母村部落有財産整理統一協定書」は次のようであつた。まずこの協定書は資母村議会で議決されたものであるが、會議録によると二番橋本江笠議員は、この問題は

町村制実施以来の大問題で、村のためとは云え自己所有のものも統一され、勝手に山で稼ぐことができなくなる場合もあり、村民に脅威を与えないよう遂行されたいと希望をのべている。関係条文を示せば次の通りである。

第四条 別紙直営地特別貸付地表ニ記載ノ土地ハ林野ノ使用面積僅少ナル部落ノ縁故住民及井堰組合員ニ對シ農業上要スヘキ薪炭及用材林ノ造成并柴草採取ノ目的ノ為第三条ニ定メタル縁故使用料ノ拾倍ノ額ニ相當スル料金ヲ徴シ之ヲ貸付ス

第五条 統一以前直営地域ニ在郷軍人會青年団婦人會等ノ造林シタルモノアルトキハ伐採期（伐採期ハ第九条ニ定メタル伐期ヲ準用シ貸付期間ノ定メアルモノハ其ノ期間）迄立地ヲ其ノ立木竹所有者ニ貸付ス

此ノ場合土地使用者ハ毎年度第四条ニ定メタル賃貸料ヲ村ニ支拂フノ義務アルモノトス

第六条 別紙林野以外ノ有租地區分表貸付欄ニ記載ノ田畑、宅地等ハ其ノ土地管理上要スル地租公課及取扱費ノ總額ヲ標準トスル使用料ヲ徴シ之ヲ縁故住民ニ貸付ス

第七条 別紙林野以外ノ免租地貸付表ニ記載ノ墓地溜池等ハ縁故者ニ對シ其ノ維持管理及修繕費ヲ負擔セシメテ之ヲ無料ニテ使用セシム

第八条 第三条乃至第七条ニ依ル縁故使用并ニ貸付ニ関スル方法其ノ他ニ就テハ別ニ町村制ニ基キ村有地管理并使用料条例ヲ制定シテ之ヲ定ム

第九条 村直営地内ニ統一以前ニ於テ部落住民ノ植樹又ハ保護撫育ノ為成林シタル造林地アルトキハ

一、伐期ヲ限り之ヲ歩合林ト為シ縁故住民ニ對シ伐採ノ都度左記方法ニ依リ歩合金ヲ交付ス

分収金交付方法

一、統一當時既ニ伐採期ニ達シタルモノハ其ノ實収入金ノ八割ヲ縁故住民ニ交付ス

二、統一當時伐期ニ達セサルモノニ對シテハ左表ニ依リ縁故住民ニ歩合金ヲ交付ス

統一當時ノ樹齡

杉	林	扁柏	松	雜木	其ノ他	交付歩合
三十年以上	三十五年以上	三十年以上	十五年以上	三十年以上	三十年以上	實収入金ノ十分ノ六
二十年以上	二十五年以上	二十年以上	十年以上	二十年以上	二十年以上	十分ノ五
十年以上	十二年以上	十年以上	七年以上	十年以上	十年以上	十分ノ四
五年以上	五年以上	/	/	/	/	全十分ノ三
五年以下	五年以下	/	/	/	/	全十分ノ二・五

三、歩合林ノ伐採期ハ雜木林二十年以上松林四十年以上杉林四十年以上扁柏林五十年以上其ノ他ハ四

十年以上ノ樹齡ニ達シタルモノトシ樹齡ノ査定ハ村會ノ決議ヲ經テ村長之ヲ定ム但シ伐採期ニ達

セサルモノト雖村直營上必要アルトキハ之ヲ伐採スルコトアルヘシ此ノ場合ハ前項ニ準ジ歩合金

ヲ交付ス

四、統一以前ニ資母村農會ト地上權ヲ設定シ貸借契約ヲ為シタルモノハ其ノ權利義務ヲ村ニ繼承シ伐

採二際シ村ノ取得額ヲ縁故部落民ニ交付ス

第十条 村直営林ノ伐採ニ付テハ（第九条ニ記載ノ歩合林及貸付地ノ伐採ヲ除ク）賣却ノ都度其ノ實収入金ノ貳割ヲ保護料トシテ之ヲ縁故住民ニ交付ス

第十一条 村直営林ニ對シテハ縁故住民ニ於テ保護組合ヲ組織シ保護規約ヲ定メ火災盜伐鳥虫害ノ予防驅除并ニ境界保存其ノ他保護ノ義務アルモノトス

第十二条 第九条及第十条ニ依ル縁故住民ノ分収金并ニ諸収入金ハ蓄積シ之ヲ有益ニ使用スルモノトス

第十三条 本村有林野ノ産物處分ニ付テハ村會ノ議決ヲ經テ其ノ縁故住民ニ賣却スルコトヲ得

第十四条 別紙林野整理區分書社寺移讓欄ニ記載ノ土地ハ旧來社寺ノ利益ノ為ニ存シ殆ンド社寺ノ所有ノ如ク維持管理シ來リタルモノナルヲ以テ此ノ際關係社寺ニ無償移讓スルモノトス

第十五条 別紙林野整理區分書特賣地欄ニ記載ノ土地ハ旧來個人有ノ如ク取扱ハレ占有ノ態様ニ在リテ返地セシムル見込ナキニ依リ夫々縁故者ニ特賣スルモノトス

第十六条 別紙林野整理區分書不要存置地欄ニ記載ノ土地ハ小面積ノ介在地飛地等ニシテ管理經營困難ニ依リ不要存置地ト為シ賣却處分ニ附スルモノトス

第十七条 別紙土地交換表ニ記載ノ土地ハ事情已ヲ得サルヲ以テ交換スルモノトス

第十八条 第十五条及第十六条ニ依ル賣却代金ハ財産統一整理費并ニ村直営林經營費ニ充當スルモノ

トス

大字	字	地番	地目	臺帳反別	村直當地積	貸付面積	旧所有者	備考
日向	千保鼻	二	山林	一町 一〇〇〇 <small>歩</small>	一町 一〇〇〇 <small>歩</small>	一町 一〇〇〇 <small>歩</small>	日向	日向へ貸付
〃	家ノ上	三	〃	七四〇〇	二三〇〇	二三〇〇	〃	〃
木村	佛清	七八	〃	三 二六〇〇	三 二六〇〇	三 二六〇〇	木村	日向及畑山へ貸付
太田	南明	三 ノ二四	〃	六 六四〇六	六 六四〇六	六 六四〇六	〃	南明井堰組合員及日向へ貸付
太田	〃	三 ノ一四	〃	三 九三二一三	三 九三二一三	三 九三二一三	太田	太田へ貸付
坂本	〃	二三	〃	二 六九〇八	一 三九一七	一 三九一七	〃	〃

直當地特別貸付地表（第四條依ル貸付）

「土地交換表」奥赤・畑山・中山等省畧。

【注】資母村公有林野「整理区分書」大字中山分・坂野分

第二十條 前条ニ依リ得タル使用權ハ之ヲ賣買讓渡若ハ低當權質權ノ目的ト為スコトヲ得ス

ハ縁故住民タルノ資格ヲ失フモノトス

ハ其ノ都度村會ノ議決ヲ經テ縁故住民ト見做スコトヲ得但シ本村ニ一戸ヲ構ヘサルニ至リタルトキ

ヲ使用スルノ權利ヲ有スルモノ及其ノ家督相続人ヲ謂フ

第十九條 本協定ニ依ル縁故住民トハ統一當時其ノ部落ニ一戸ヲ構ヘ本村ノ負擔ヲ分任シ部落有林野

畑山	炭釜	二、二七	原野	一五二四	一五二四	今掛藏	大字畑山へ提供ノ 上村有二統一
----	----	------	----	------	------	-----	--------------------

理由、字炭釜一、一八九番原野二反九畝十一歩及同字一、一八七番原野一反五畝二十四歩ハ何レモ放

牧場トシテ必要欠クベカラザルモノナルヲ以テ從來毎年所有者ニ代償ヲナシ放牧場ニ使用セル

モノニ付部落有山林トシテ比較的稼方ニ不便ナル山林ヲ提供シ前記ノ通り現状ノマ、交換ヲ為

サントスルモノトス

(一) 資母村一部有山林中山坂野入會権解消分割協定書

出石郡資母村中山公有林

字奥山百五拾七番地 一、山林 参拾町歩

字奥山百五拾七番地ノ一 一、焼畑 貳町歩

字アヤシ谷百五拾六番地 一、山林 拾五町八反参畝拾歩

字アヤシ谷百五拾六番地ノ一 一、焼畑 壹町五反歩

出石郡資母村坂野公有林

字湯船四拾四番地 一、山林 拾貳町貳反歩

字湯船五百貳拾八番地ノ一 一、焼畑 壹町歩

字トゞロキ参拾参番地 一、山林 拾四町五反壹畝貳拾歩

字トゞロキ五百八拾壹番地ノ一 一、焼畑 壹町歩 以上

前記公有林ハ從來中山坂野兩部落ニ於テ相互契約ニ依リ毛上入會致來候處今回公有林統一實施ニ際シ入會權ノ解消ヲナシ各其所屬ヲ變更スルノ必要ヲ認メ兩大字里長并公有林整理委員會見接渉ノ結果左記ノ條件ニヨリ各所屬ヲ決定ス

一、分割ノ目的ハ戸數ノ大小地籍面積ノ多少ニ係ラズ相方親善將來ノ發展ヲ期スル本旨トシ別紙圖面ノ通り甲號乙號ノ境界線ニヨリ分割スル事

一、甲號ハ字奥山小字ババ谷川ニ沿ヒ下流峠尻ニ於ケル小字峠谷道谷川ノ合流ニ至ル左岸（河下ニ向ヒ）全部及字湯船ノ内小字ヒラサコ口（峽戸）ヨリ奥全部トス

一、乙號ハ字アヤシ谷字トゞロキノ全部及奥山小字ババ谷川ニ沿ヒ下流峠尻前記合流点ニ至ル右岸并字倭石ノ谷ヨリ下并湯船ヒラサコヨリ下全部トス

一、甲號ヲ中山所有地トシ乙號ヲ坂野トス

一、將來字奥山、湯船ニ於テ道路改修ノ必要ヲ生ジタル場合耕宅地以外ノ潰地ハ相互部落ニ於テ無償提供スルコト

一、峠尻ヨリババ谷口ニ至ル道筋草地ニハ相互放牧ヲ為スノ權利ヲ有ス

右之通り契約ヲ締結セリ之ヲ證スル為本書參通ヲ作り各自署名調印ノ上相互一通ヲ保有シ一通ヲ村長ニ提出スルモノ也

大正拾四年拾月拾壹日

資母 村長 今井甚兵衛

中山 里長 宮出 藤藏

(二)

資母村一部有山林太田木村入會權解消分割協定書

第一條 太田木村共有入會山林字クキ七十九番參町四反參畝八歩字南明三十四番ノ一參町九反參畝拾

參歩字三十四番ノ式六町六反四畝六歩ノ參筆八旧来ノ共有入會權ヲ解消シ左ノ通り分割スルモノトス

一、太田所得分

字南明 三十四番ノ一 參町九反參畝拾參歩
字クキ 七拾九番 參町四反參畝八歩

一、木村所得分

字南明 參拾四番ノ式 六町六反四畝六歩

第二條

太田、木村毛上入會山林字佛清七拾八番參町貳反六畝歩字坂本二十三番此反別參町壹反九

畝八歩ノ山林毛上入會權ヲ解消シ分割スルコト左ノ如シ

坂野 里長 橋本禎次郎
中山整理委員 澁谷卯之助

澁谷 萬藏

橋本彦兵衛

澁谷信二郎

堀 茂

坂野整理委員

橋本吉之亮

小西宇三郎

高垣徳右衛門

一、太田所得分字坂本二十三番ノ二此反別參町壹反九畝八歩

一、木村所得分字佛清七十八番 參町貳反六畝歩

第三條 前二條ニ依リ分割シタル山林ハ各其所得部落ニ於テ所有權移轉ノ登記ヲ為スモノトス

其費用ハ各所得部落ノ負擔トス

第四條 共有權分割及入會權解消ニ関シテハ無條件タルト共ニ毛上ハ現状ノ儘ニテ相方ヘ引渡シ今後

絶對ニ他ノ所屬山林ニ入稼ヲ為サザルモノトス

第五條 字南明及坂本所屬ノ内井堰山ニ付テハ其井堰關係者ニ於テ共同使用スルモノトス

第六條 前條分割地ノ境界ハ旧南明縣道トシ北側ヲ太田所得分南側ヲ木村所得分トス

右條項ノ通り協定シ之ヲ證スル為メ本協定書正本一通副本二通ヲ作製シ各自署名捺印ノ上正本ハ資母

村長ニ副本ハ各關係部落ニ領置スルモノ也

大正拾四年拾月拾貳日

資母 村長 今井甚兵衛

木村代表者 太田 誠一

澤田松之助

京川 安左衛門

塩川 作藏

太田代表者 渡邊 宗平

このようにして公有林野統一事業がやっと終了したのである。

3、合橋村におけるその後の統一事業の動き

その後も合橋村の整理事業については次のような文書がある。

整理委員の任命

合橋村公有林野整理委員規定（昭和四年一二月九日制定）

第一条 公有林野整理統一を遂行し及び其の方法を協議するため公有林野整理委員を置く

第二条 整理委員は三九名とし関係部落民中より村長の推薦により村会之を定む

第三条 整理委員に欠員を生じたるときは直に其の補欠をなす

第四条 整理委員の職務権限左の如し

一、公有林野を整理統一し収益の増殖を図るに適切なる方法を遂行すること

第五条 整理委員の報酬は執務一日に付き予算の定むる所に依り日当を支給す

付則

太田	幸吉
澤田	峯造
塩川	松蔵
塩川	小太
上田	留吉

第六條 本規程は整理完結の上其の効を失ひ委員は解職するものとす

委員 三九名(昭和五年二月二八日村会承認)

山本善太郎 山本茂良 井上市右衛門 川戸 直 岩出作太郎 家城 勇藏
大石 寛一 田中弥太郎 井上 広治 森井謙次郎 上森茂久治 多田藤次郎
森井貞次郎 森井健三郎 松岡 平馬 岡本久次郎 土方常造 安達小太郎
森脇徳太郎 田中勇藏 多根綱太郎 檜本永太郎 西 武兵衛 前田松太郎
山田甚太郎 牧井謙一 村尾庄次郎 宮嶋清伍 宮嶋喜太郎 福田直太郎
南田 初 森岡員雄 生田堅太郎 関森宇之助 近本 栄造 近本吉右衛門
判田信次郎 細川政次 仲田松造

以上

4、高橋村における林野統一事業

高橋村役場の「昭和七年林野整理区分台帳」登載の「部落有林野整理統一協定書」には、協定年月日が記入されていないが、淀 精二村長と大河内部落總代桑垣長一との「貸付覚書」によれば、昭和七年四月七日付「止む得ざる事情として(中畧)使用料の三倍を以て云々」の文書があり、それ以前に統一完了したものと推定される。その結果はつぎのようであった。

部落台帳面積内直営地縁故使用地区内権地 社寺移讓地

正法寺	七二、九五〇二 ^歩	二四、六三二六 ^歩	三九、七八一六 ^歩	八、〇三二七 ^町	五〇〇三 ^歩
平田	九〇、七八一八	三八、六〇〇〇	五一、一九一四	—	九九〇四
栗尾	一二九、八三〇七	四七、九八二一	七九、八七二七	一、九六一九	—
佐田	一〇九、七一三三	三六、九二〇七	六四、三四二四	八、四四二二	—
久畑	四七、九五二〇	二三、五二〇〇	二二、四〇〇五	二、〇三二五	—
後	二一、〇六〇〇	六、九〇〇四	一三、八五二六	三〇〇〇	—
東中	八八、三五一〇	一八、〇〇〇〇	五三、二二二〇	一七、一三二〇	—
小坂	一七二、八〇二八	三〇、〇〇〇〇	九一、一〇二二	五一、七〇一六	—
大河内	四〇、一八〇三	一二、七〇〇〇	二七、一五一四	二三三一	〇八二八
薬王寺	一〇一、七六二二	二五、〇〇〇〇	三九、三〇一九	三五、一六〇三	二、三〇〇〇
総計	八七五、四一〇三	二六四、二五二八	四八一、〇〇二六	一二六、二六〇四	三、八八〇五

● 「林野以外の有租地（田畑宅地）区分表」省畧

● 「統一区内権及移譲地明細表」省畧

このような経過をもって農山村生活の根底をゆり動かした整理統一が完了したが、当事者たる村長などの労苦はまことに筆舌に盡し難いものがあつたにちがいない。ある村長宅は焼打ち暴動直前の緊迫した事態だつたとつたえられている。

かくて統一後は他日の有力な基本財産にしたい計画のもとに、官行・県行・村行造林を行い、あるいは学

校林、在郷軍人会林を造成し町村合併前にいたつた。

四、農業団体の發展

1、産業組合の動向と旧三村組合の設立

「經濟団体としての産業組合は、農会の歴史よりも遅く、明治三〇年ドイツの制度に倣つて立案され、「産業組合法」として成立したのは三三年三月で、九月一日から実施された。しかし昭和五年から一一年までの間をとつてみても、全国で組合数はなお少く、昭和七年の「産業組合拡充五カ年計画」に基き、後述「農村經濟更生運動」等と、日支事変に初まる國家統制の強化に伴つて、昭和五年九七九の組合は一一年には一万一、四〇〇となり、組合数は六一二万人となつた。ふり返つてわが町の変遷をみれば大正年間の産業組合について、「郡役所事績」は次のようにのべている。

産業組合法は明治三三年九月から施行されることになつたが、明治四〇年一月、資母村中藤に中藤信用購買組合が設立されたのが出石郡下の嚆矢であつた。大正六年にいたる一〇年間に、出石町を除く各村に亘つて部落組合が二七設立されたが、部落単位では小規模に失するので町村単位組合を新設することとなり、最初まず高橋村における全部落組合を解散せしめ、大正九年一月高橋村を一円とする高橋信用購買販売利用組合を設立させた。これを手初めに講演會、活動写真會（映画會）を開催し、一二年に合橋、資母に村單位組合を設立させ、部落組合の資産を新組合に引継がせたとのべている。また当時、合橋村分村問題に伴う組合紛争については、「郡役所事績」は、

合橋村に於ては大正一二年以来村内の一部に於て分村問題起り紛擾を続け居たるが、之がため合橋産業組合にもその累を及ぼし、大正一二年六月関係部落組合員一四〇余名は連署して組合脱退届を提出したるをもつて、組合に於ては数次役員会を開催するは勿論、村の問題として各種の調停を試みたるも、遂に和解を見る能わず郡に之が調停を申込むに立至りたり。依て郡に於ては当時組合役員は勿論、関係組合員を数回集合せしめ、分村問題と産業組合は其の性質上該問題とは分離すべきを懇々説諭したる結果、組合脱退は一時保留することとなり、組合紛議を解決し、従前の通り、組合を利用するに至り、従て分村問題解決の一助たらしむることを得たり。

また組合事業の進展と共に、米麦等を貯蔵収納する倉庫は重要な事業となつたので、農業倉庫を建設することとなつた。しかし、

農産物の共同販売と組合購買物品の保管等の必要上、農業倉庫は各組合共設置するの要切なるも、主として位置等の問題のため容易に建設の運びに至らざりしも、その問題頻りに調停に務め、大正一二年高橋組合に建設せしめ、次いで大正一四年度には出石、合橋、神美の三組合一斉に建設するに至れり。之らの如きも其の建設にあたりては必ず其の位置につき組合内にて円滑に運ぶこと稀にして、必ず郡役所の調停又は指導を得て、始めて円滑に進行するの狀態なり。

と「郡役所事績」はつづけている。

つぎに「資母信用販売購買利用組合二〇年史」は、その経過をかなり詳しく記しているので左記に引用しよう。

大正一二年三月庶民の金融産業の發達を期し、經濟の円滑を図るには村單位の組合を設立し、從來の弊風を矯正し、勤儉貯蓄、殖産興業を以て地方（經濟の）改善を図るにしかずとなし、時の村長、助役等と語り、機を得る毎に村會議員、里長等と協議を遂げ、設立委員の設置となり、爾後各部落に亘りて組合の必要を説き、出資の募集に務め、同年一月一日設立委員二六名を以て設立許可の申請を為したり。

と述べている。かくて一二年一月一日知事より設立許可の指令あり、同月二二日臨時總會を村役場に開催し、組合員六五七名の加入承認、議事細則、事業方針等を議決し、翌一三年一月、水口重男を事務員として任用、事業を開始せりとのべている。

最初は村役場の一室を借りて組合事務を行い、村長・助役が公務の傍ら事務を見、出資口数四六二口、金額九二四円の払込を完了した。一三年一月一五日、中藤、東里の既設組合を解散し、本組合に併合、一町村一組合の総合組合となり、事務所を天野医院跡に移した。大正一四年には出資口数は二、三〇口となり、大正一五年一月請負金一万九〇〇円で倉庫建設、昭和二年九月、組合事務所、農業倉庫完成、新事務所へ移転した。また木炭倉庫を建設し、木炭の共同販売を実施し、作業場を建設、肥料試験田を設け、部落養蚕実行組合、農事実行組合を組合員として加入を認め、信用事業、米麦藁木炭の共販、倉庫事業、肥料、資材の共同購入事業、精米麦製粉等の利用組合も漸次發展するに至った。

2、産業組合の信用評定

産業組合の信用事業は、従来郵便貯金しかなかった農村の貯金を比較的高利率で吸収し、農家に信用力を

付与し、必要な資金を貸付ける農村の金融機関として発展してきた。信用とはその人の人格や性格の誠実性でなく、経済的には結局は収益力であり、貯蓄力であった。貯金の事業は広く農産物の販売事業を起し、その代金を吸収するいわゆる生産販売事業と併行して行われたが、授信すなわち貸付事務は、客観的な対人信用を精査して、個別的な事情に応じて貸付けるより他に途はなかつた。このためまず組合員の個別的信用調査を必要とし、それによつて最高貸付限度を設け、その枠内で貸付けを行なう方法が採用された。預金の限度で貸付けを行う以外には、いわゆる「貸倒れ」や貸付金回収不能を防止する方法はなかつたからである。信用力の低かつた時代とくに必要であつた。いま高橋信用組合の評定規程をみれば次のようである。

大正一二年七月制定

高橋信用販売購買利用組合信用評定規程

第一条 信用評定委員会ハ毎年二月組合長之ヲ召集ス

第二条 委員会ハ組合員ノ信用程度表ヲ作成スルモノトスル

第三条 信用程度表ハ左記ノ各項ヲ参照シ委員会ニ於テ採点議定スベシ

一 組合員ノ素行 満点 三〇点

忠実ニシテ克ク家業ニ精励スルモノヲ以テ満点トシ、之ニ反スルモノヲ零点トシ其ノ程度ニ応

ジ採点ス

二 家庭ノ状態 満点 一〇点

一家和睦シテ子弟ノ教育ヲ怠ラザルモノヲ満点トシ、之ニ反スルモノヲ零点トシ其ノ程度ニ応

ジ採点ス

三 公德心ノ有無

満点 一〇点

公德心ニ富ミ約束集會時間及納税ノ期限ヲ嚴守シ公共ノ事業ニ精勵スルモノヲ満点トシ、之ニ反スルモノヲ零点トシ其ノ程度ニ応ジ採点ス

四 組合ニ対スル義務ノ履行

満点 三〇点

組合ヨリ借入レタル金銭ノ償却利息ノ勘定、購入シタル物品ノ引取り代金ノ支払其ノ他諸般ノ約束ヲ確守スルモノヲ満点トシ之ニ反スルモノヲ零点トシ、其ノ程度ニ応ジ採点ス

五 貯金思想

満点 一〇点

勤儉ニシテ貯金思想ニ富ミ毎月蓄積シツツアルモノヲ満点トシ之ニ反スルモノヲ零点トシ、其ノ程度ニヨリ採点ス

六 資産

満点 一〇点

本人ノ所有スル財産ト推定ノ負担トヲ差引シテ其ノ純財産ガ本組合ノ一人ニ貸與スベキ最高金額相当以上ノモノヲ満点トシ以下漸次遞減シテ零点ニ止ム

第四条 得点ノ多寡ニヨリ組合員ノ信用程度ヲ左ノ五等ニ分ツ

一等 九〇点以上

二等 八〇点以上

三等 七〇点以上

四等、六九点以下

五等、四〇点以下

第五條 委員会ニ於ケル評決方法ハ委員ノ會議ニヨルモノトス

第六條 委員ハ自己ノ信用評定ノ決議ニ參與スルコトヲ得ズ

第七條 信用程度表ハ左記様式ニヨリ各委員署名捺印ノ上、組合長ニ差出スベシ

したがって毎年あるいは数年毎に次のような原簿を作成して保存し、借入申込みのあつた場合は、これによつて貸付を行った。

大正 年度信用程度表

素行	家庭状態	公德心有無	組合對義務	貯蓄思想	資産	合計	等級	貸付金額	氏名
----	------	-------	-------	------	----	----	----	------	----

これらの様式は、合橋、資母ともほぼ同じであつた。

五、大正年間の青年の気風

大正一〇年三月鳥取連隊区司令官は、各町村小学校校長あて青年の人情風俗其他の調査を依頼している。

鳥庶第七四号

人情風俗其ノ他調査方ノ件依頼

鳥取連隊区司令官印

大正一〇年三月三〇日

矢根小学校長 殿

調査上必要有之候條御多忙中恐縮ニ候へ共其ノ町村壯青年団員を標準トシ該町村ノ左記事項御調査ノ上来ル四月尽日迄ニ御回報相願度此段及御依頼候也

左記

職業 人情風俗 習慣 生活程度
教育程度 体格 信仰 青年団概況

このような鳥取連隊の調査に対し、どのような報告が行われたかは明らかでないが、合橋村青年会の書類の中には、この調査のために行われたと思われる「合橋村美風弊風調査書」が残っている。この調査は回答者が記入されていることからみて、恐らく最近の世論調査の形式で行われ、質問いわゆるアンケートを配布し、それに記入して回収し、それを集計したものと思われる。調査書は和紙にブラック、カーボン紙で複写されたもので、回答として報告されたもの他は、余り多くのコピーのないものであることは明らかである。その概要をみれば次のようである。

合橋村美風弊風調査書

一、美風と認むべき点

(1) 体力養成に努力す

三二

従来、地藏盆、薬師祭等に青年会員は酒宴を張りしが、今日では徒歩競争、銃剣術、相撲等武的精神の養成に努めつつあり、夏期夜間を利用して運動に努む、青年運動会に熱心なり

(2) 勉学の風あり

二六

一般に夜学に熱心にして態度真摯なり、一〇年前は集会毎に飲食せしが、今日の青年はその時間勉学に従事す

(3) 団体の為め盡す風あり

一八

公休日を利用し、青年会事業に当り、基本金の造成、水害地に見舞金を送り、道路標等を作れり

(4) 敬神の念厚し

一二

氏神に参拝し、境内を月一回掃除し、献燈につとむ、月三回御堂の掃除を行う

(5) 勤勉なり

八

家業に熱心なり。空手にて出石町往復をなさず。

【注】 空手とは、往きに売り物を携へて行き、帰りには買物等をしもちかえり、ただ、往復しないという意味と思われる。

(6) 貯蓄心厚し

四

(7) 質素の風

四

(8) 共同心厚し

四

二、弊風と認むべき点

(1) 時間の觀念薄し

三六

総て集合、会合に時間を厳守せず、午後一時の通知を受けても三時四時となることあり。村の公休日を守らず晴天の日は仕事に出で、雨の日は集りて酒を飲む風あり。人を訪問しても用談前に長く雑談する弊あり。

(2) 未成年者喫煙の風あり

二二

(3) 公德心薄し

一八

公衆道德を守らず、水田引水のため道路を掘る風あり、道路修理、井堰工事等に遅刻するを以て賢者とする風あり。夜間おそく高声を發し歩く者あり、稗を溝に捨てる風あり。

(4) 奢侈の風あり

一一

身分不相応に奢る風あり、頭髮長くし油を用う風あり、香水を用う風あり、色眼鏡を用い、時計を携帯し得意とし、会合毎に飲食し、急用なきに自動車に乗り、飲食店に出入し飲食する風あり。

(5) 礼義を守らざる風

一一

会合にて無礼の言動をなし、揮名なぐなを附し、一般に言語下品なり、結婚式に無礼の行為をなす者あり。

(6) 男女間の悪風

風儀を乱さんとする言動、男女混淆の盆踊り、卑猥なる俗歌、男女打連れて芝居見物。と、記録されている。

現在の状況より見れば当り前の事が、弊風とされている点が注目される。政治・社会意識については書かれてないが、しかし大正年間の但東町青年全般の自己批判の記録としては面目いし、以て当時の青年の生活様式と生活環境を類推することができるといえる。

六、大正昭和初期の交通

1、道路改修と陸路交通

近世の陸路交通は道路であり、しかも歩いて通る人道であった。のち牛馬の背によって荷を運ぶようになって、徒歩を主とする限り最短距離を結ぶ道路が必要で、そのためできる限り迂回路をさけ、山を峠で越える最短距離道路が開発されたことは既述の通りである。しかるに明治末期より、大正初期にかけて荷車が用いられ、とくに脚の早い馬車が交通の中枢を占めるようになると、車は坂路を徒歩するを要し、人力荷車は先轆、あと押しを必要とし、荷馬車は二―三頭轆を要することとなり、峠の坂道は最大の障害となった。とくに大正年間に入り自転車が普及し、自動車がたまに道を走るようになると、峠よりも平坦道を迂回する方が輸送能力も大きく、時間的にも早くなった。このため出石行きの難所「鱒山峠」は、大正七年より九年に亘る三カ年継続事業として日野辺道路に代ることになり、三〇余年来紛争を重ねた鱒山峠県道は廃止されることになった。

これに伴い当然問題となるのは資母村の南明峠の畑山迂回問題であった。この場合も中山の旧集落によって大問題となり、出石町と同様、迂回反対運動が起り郡役所の調停事件となった。前述「事績」によってそ

の経過を見れば凡そ次のようであり、当時の交通問題の解決までの経緯を知りうる史料となっている。

南明道路改修に関する紛議と解決の経緯

県道第七二号出石宮津線中、出石郡資母村大字日向、中山間に介在せる約半里に亘る急坂を避くるがため、同村大字日向より畑山を経、中山に達する改修路線の争奪は一〇数年来の懸案にして、之が路線決定に至らざるまま資母村内反目を継続し来りしが、大正一一年県に於て改修費を計上せられたるを以て、郡制廃止を直前に控へつつ、之が潰地買収費は郡費を以て一万六〇〇〇円を支出することに決せり。しかして大体の路線を決定せしを以て潰地買収に着手したる処、同村大字中山所屬（改修の終地点）に於て難関に遭せしため容易に協定するに至らず、之が経過を詳記せば左の如し。

資母村大字中山は、赤野及び如布の二小字に分れ、この間平素親善ならず、殊に今回は最初如布部落を起点とせられありしに、最後にその起点を赤野部落に県に於て変更せらるることとなり、如布部落は全く県道の通過するものなきに至りたるため感情上之を不快とし、如布部落は擧つて執拗なる体度に出て飽くまで如布部落を起点とせられたしと要求し、県に対し路線変更方の請願書を提出し、他方沿線に土地を有する者は結束して起工承諾書に対し調印を拒絶し、土地代価の如何を問わず買収に応ぜざるの状勢を現わすに立至りたり。

当時村当局に於て解決方に腐心したるも直接利害関係者なりとの偏見を以て却つて関係村民の反感を買ひ、調停の術なく郡に解決方を懇願するに立至りたり。

茲に於てその実情を調査し、或は関係民に出頭を命じ、或は代表者と懇談し、或は自ら出張して慰撫説得する等各種の方法を講じ和解に努めたる結果、同年一〇月三〇日に至り漸く一部条件の下に解決を見たり。

其の間、土地収用法を決意したること数回なりしも、その後における紛擾と將來における同村自治の円満を思い、及び之を適用することなくして和解調停に努力し、終に円満裡に解決せしめ得たり。爾來該村においては村政上は勿論、各種の方面において障害を生ずることなく進展するに至れり。

2、出石鉄道と交通

明治四二年山陰線は早くも和田山—江原—豊岡—城崎が完成、開通することとなった。しかし出石はもちろん但東町は、鉄道のない郡であり、駅のない村となつてしまつた。もちろん既述のように鉄道の重要性が認識され、鉄道の開通により町村経済の発展に如何に大きな差が生ずるかが事実の問題として明らかになつてくると、鉄道建設に反対した不見識も批判されるようになり、何とかして鉄道を布設したいという運動も漸く台頭するようになった。しかしその時期は既に大正の中期を過ぎていた。

鉄道に見離なされた旧三村にとつて、例え出石町までも鉄道がつくことは永い夢であつた。このような夢が漸くかなえられる日が来た。このような条件の悪い、採算のとれない地方へ普通の条件では鉄道は布設されなかつた。したがつて郡内の関係者が出資して、自力で鉄道をつけることとなつた。大正初年より有志が話し合い出石鉄道期成同盟会が組織され、資本金五〇万円、株式一万円をもつて会社を創立する計画が樹立され、発起人及びその他関係者の並々ならぬ努力が結集され、大正八年一二月出石鉄道株式会社創立總會

出石鉄道の免許状(写)

監第九九三号

免許状

出石軽便鉄道株式会社

発起人 藤本俊郎外七十七名

右申請ニ係ル兵庫県城崎郡日高村ヨリ同県

出石郡室植村ニ至ル軽便鉄道ヲ敷設シ旅客及

貨物ノ運輸營業ヲ為スコトヲ免許ス

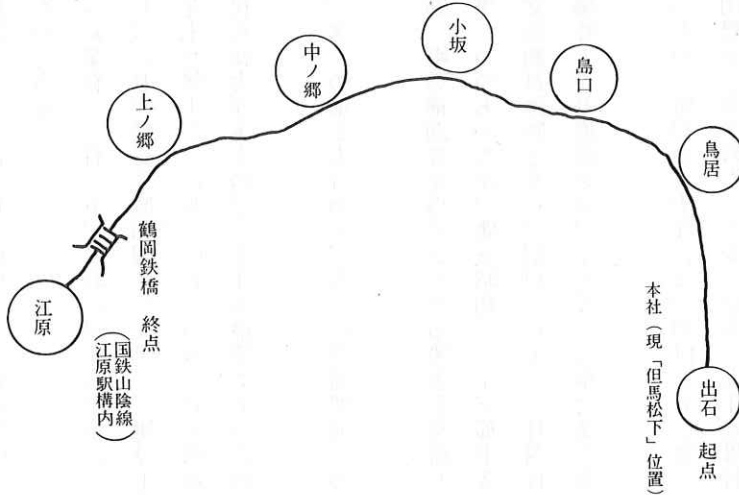
軽便鉄道法第三條ニ依ル認可申請ハ大正九

年六月二十六日迄ニ之ヲ提出スベシ

大正八年六月二十七日

内閣総理大臣 原 敬

図表68 出石鉄道駅名 (延長11km 2)



を開催する運びとなった。この総会で、鉄道敷設に関する具体的方策その他会社の機構及びこれに付随する重要事項が決議され、ここに出石鉄道が誕生することとなったのである。

出石鉄道は出石町を起点とし日高村江原山陰線江原駅を結ぶ営業料一一料二分、これに要する用地は実に筆数にして約七五〇筆、地積にして一一町七反二畝余を買収し、これが登記を昭和四年に完了し、建設工事は中島組によって請負われ、総工費約八〇万円を要し昭和四年七月竣工し、同月二〇日その竣工式と開通祝賀会を兼ねて出石城趾稲荷台において挙行し、ここに出石郡民の総力が実を結び、多年の宿望であった鉄道の開通となった。

当日は朝日新聞社の祝賀遊覧飛行、鉄道の無料開放その他、多くの催しも行われ、我等の鉄道開通の喜び一色に塗り潰された感があった。

斯くして開通し以来、経営は困難な状態であったが国の補助、町の補助等を得てあらゆる障害を克服し、営業を続け出石郡民の足となり手となり、地方鉄道の使命を果しつつあったが、偶々昭和一二年支那事変勃発し、戦禍はさらに拡大し大東亜戦争に発展し、ついで、国家総動員体制となり、昭和一八年一二月四日営業休止の命をうけ、翌昭和一九年五月遂に涙をのんで戦争の犠牲となり撤収され、やむなく汽車営業を継続すること不能となった。

このため郡下各町村はこれが存置について請願や陳情を行ったが、時局の重大性には、如何ともし難いものがあつた。また利用の経済性についても、客観的に各種の困難が予想された。しかし昭和一九年資母村長から提出された陳情書は次のように記している。

陳情書

今般出石鐵道株式会社へ其ノ業務ヲ休止シ軌条及橋梁等ハ撤収スベキ旨ノ依命通牒ヲ接受セシ趣確聞セリ

抑々我が出石郡ハ県下最モ僻陬ノ地ニシテ而モ山岳重疊運輸ノ便ヲ歛キ加フルニ冬季間ハ積雪ノタメ屢々交通ノ杜絶ヲ來ス 茲ヲ以テ出石鐵道ハ郡内唯一無二ノ交通機關トシテ舉郡一致、當時最モ農山村ノ不況時ニ當面セル折柄ニモ不抱アラユル障害ヲ克服シテ建設ヲ見タル事ハ私設鐵道ナルモ其ノ實ハ郡是ニヨル郡有鐵道トモ申スベキ本郡ノ最重要ナル機關ニ有之候

サレバ万一依命通牒ノ如キ事態ガ實現センカ當村ハ勿論本郡ニ於ケル運輸交通ハ茲ニ停頓シ一面重要食糧并ニ木材薪炭蚕繭等重要ナル戰時生産資材ノ供出ニ大障害ヲ來スノミナラズ他面肥料農具其他全村民ノ日常生活必需品ノ輸出入亦不能ニ陥リ、決戦下舉國一致ヲ必要トスル現下ニ於テ村ノ興亡ニモ関スル眞ニ容易ナラザル事態ニシテ舉村愕驚措ク処ヲ知ラズ

斯クテハ銃後村民ノ生産増上甚大ナル支障ヲ來スルノミナラズ亦其ノ戰時生活ヲ維持確保スル上ニ於テ多大ノ困難ヲ蒙ル処有之、延イテハ一般村民ニ與フル思想上ノ惡影響モ尠ナカラズ之ガ鎮撫ニ関シ眞ニ憂慮罷在候

何卒右情狀御賢察ヲ垂レラレ本鐵道存続ノ允許相賜ハリ度、万一右御允許絶對不可能ノ際ハ事後ニ於ケル万善ノ措置ト將來ノ復興トニ関シ遺憾ナキ御考慮ヲ御策定ノ上村民ヲシテ納得其ノ堵ニ安ンゼシメラレ度此段村会ノ決議ニヨリ及陳情候也

昭和十九年一月三十日

資母村長

今井甚兵衛

郡内各町村長のこのような陳情書にもかかわらず戦争は一層苛烈の度を加へ、遂に昭和二〇年八月一日



歴代役職員氏名一覽表

一役員

役名	氏名	年	月	日	備考
歴代村長	二				
同	宮崎久太郎				
同	武田善平治				
同	石田源成				
同	中山勝治				
同	大岩堅祐				
同	淡谷喜太郎				
同	田中啓造				
同	豊後新門				
同	金澤純二				
同	石田為助				

写真 「出石出鉄道由来記」の部分 (出石町 提供)

の終戦となった。

戦後の経済混乱の中でも交通機関の重要性は変わらず、戦後の経済復興のためにも鉄道の重要性はまし、レールを失った出石鉄道は終戦以来これが代行として自動車営業をなし、昭和二四年五月増資を行い資本金二〇万円、株式二万四、〇〇〇株として乗合及び貨物自動車営業を継続したが、時代の趨勢は必ずしも樂觀を許さず、その他諸種の事情もあり、昭和二七年三月一日この営業権を八鹿町、全但交通株式会社に譲渡し、昭和四年七月開業以来実に二三年間、そのうち汽車営業一五カ年間、自動車営業八カ年、ここに事業会社としての終止符を打った。

昭和四一年一月三日株主總會において解散の決議をなし、清算人の選人を了えて清算に入り、昭和四四年九月一日株主總會を開催し、清算終了の報告承認を得て、開業以来じつに四〇年間継続した出石鉄道株式会は、名実ともにその姿を消すことになったが、その「由来記」は役員会の議を経て、出石町に保管されている。

この間、直接間接この事業に携わった人は但東町内にも多く、その中には既に死去された人もある。「今更追憶の涙も新たである。ちなみにその役職員は次の通りで、実に役員六〇名、職員一二〇名」と「出石鉄道由来記」はその氏名を記している。

七、郡役所の廃止と山村経済

郡役所は府県と市町村の中間行政機関として明治初年以來その存在を続けてきたが、経済の広域化、交通

通信等の発達によりその二重行政的な存在が目立ってきた。とくに都市の発展、市町村の合併等は、郡内行政と、市役所行政の併列となり、その上級下級行政機関としての存在が不明確になってきた。結局市町村の広域化、人口の都市集中等は、市町村行政の肥大となり、府県行政と中間行政機関の存在の複雑化、指導系統の混乱を招来するようになり、大正一二年に廃止に決った。かくて従来郡役所の仕事は、道府県庁に引継がれることになり、出石郡役所も閉鎖されることになった。

これら郡役所の五〇年に亘る事歴は、「出石郡役所事績」に詳しく、但東町と関係深い事歴については、その都度述べてきた。しかし出石郡七カ町村は山村であり、その大部分は旧出石藩の領土であったため、出石郡役所は出石町中心の集中行政となり勝ちであった。したがって郡役所を中心とした「出石経済雑誌」等も、その読者層が出石町に集中したためもあるが、出石町の記事が多く、「山の内」である旧三村、すなわち現在の但東町の記事は極めて少い。その行政も郡内の中央集権を反映し、行政紛争等に対しては乗り出した、積極的に山村経済の振興を図り、地方分権の精神に基いて山の内各村のための行政に力を入れることには欠けるきらいがあった。

例えば産業振興のための前述の稲作指導、畜産とくに和牛を中心とした畜産組合、養蚕組合、木炭組合等の組織化、産業組合、農会、青年団、婦人会の組織化、土木道路行政等の建設事業等が行われたが、県行政の通達実施に止まり、重点的な産業振興行政は行われず、多くは連絡通達行政に終った。また教育行政や徴兵兵事警察事務についても、単なる県の出先としての指導監督に終始し、自主的、自治的な下からの民意の上達等には余り意が用いられなかった。もちろんそれはそれら行政の官庁支配的一面を持っていた点もあり、

自治の精神と訓練の未発達をも意味していた。

出石郡役所もそうであったが、その五〇年の郡下の集中中間行政は、わが国の産業経済とくに地方経済の中に、独自の資本主義制度の浸透がみられ、地方によって新しい農業や地方産業が発展する最も重要な時期であったので、全国の各郡役所廃止に伴い、その郡教育会等が中心となって貴重な「郡史」や「郡誌」が残されている。「校補但馬考」等もその一つであるといえる。このようにして郡役所は廃止されて、全国に多くの郡史が編まれ、明治初期から大正年代のいわば資本主義発達史の地方版が残され、現在では貴重高価な文献となっているものが多い。最近複製版が出版されており、地方経済史の文献としても高価なものが多いことが注目される。

八、大正、昭和初期に使用された農具

わが国の産業革命は、明治四〇年代から、大正初期にほぼ完成したものと見られている。したがって資本主義経済制度における「原始蓄積時代」は漸く終り、急速度の拡大再生産時代に入るのであるが、農業には農業的な多少の技術革新はあったとしても、工業における産業革命に匹敵するような「農業革命」はまだ起得なかった。それは大正から昭和初期に但東町で使われていた農具をみても知られる。これらの農具の原形は、既に見たように古代の鉄器時代に見られ、むしろそれ以前の木製農具（弥生時代—登呂遺跡）にも見られる。しかし近世、明治時代を経てこの時代に至っても、若干の改良は行われていても、蒸気機関や、織機の発見、使用に見られるような革新はみられなかった。

それは明治維新以来の工業、商業の発展のために、低賃金制が維持される必要があり、そのため現物小作料を伴う地主制が維持されてきたためである。いわゆる農地改革さえも行われなかったため、農業自体から技術革新が起り得なかつたのである。

まず個々の農具についてみよう。耕耘は農業の基本的な作業である。しかしそれはなお畜力利用の段階を出でず、牛馬耕が圧倒的に多く、その犁は牛馬耕の犁で、明治時代から余り変りはなかつた。(次図参照)

【注】しかし明治末期から大正初期にかけて、従来の長床犁から、短床犁が発明され、これによって多少の技術は必要であるが、従来に比較して「深耕」が可能となつた。改良犁がこれでこの深耕犁をもつて農業技術の革新という意味で一種の「農業革命」であつたとする説もある。

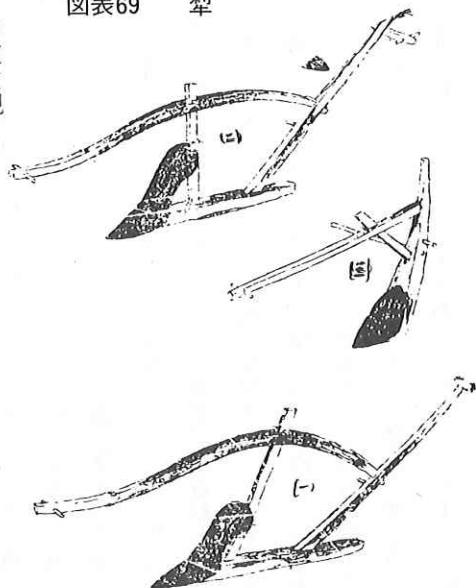
この深耕によつて生産力が上昇したことは事実である。

次図において(一)は長床犁で重量もあり、取扱いに若干の力を必要とするが雄牛等に引かせて、礫質の耕地の耕耘に用いられた。長床犁の特長は、耕耘の深度が一定であることで、底土に礫などがある川原の沖積土などの耕耘に最適であつた。

(二)は重量は軽く、麦畝の耕耘等軽しような土壤、又は畑地の耕耘に適した、犁軋の屈曲が少く、耕耘に軽便であるのが特徴であつた。

(三)は短床犁で、その操作がむずかしく、熟練を要するが、深耕が可能で、操作によつて深耕も、浅耕も可能となつた。粘土質の耕耘に適し、深耕し得る割合に牽引する牛馬の疲労が少く、「改良犁」の名があつた。犁の先の交換だけでよい点も便利であつた。

図表69 犁

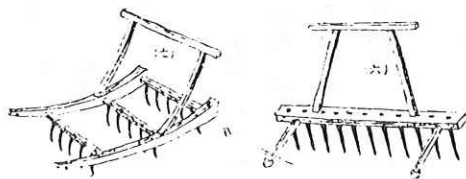


田植定規

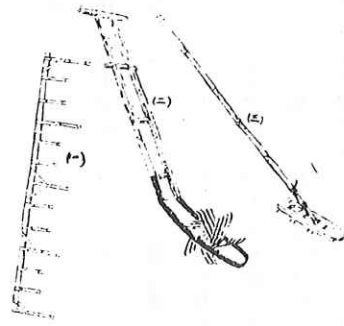
田植えは正条植が行われるようになり、田打ち、除草が便利となった。手植えが行われたので、田植定規と「張り縄」があれば正条植は用が足りたのである。しかし定規を使うには少くとも二人の労力を必要とし、定規の印の所に苗を挿して後退又は前進し、その際定規を両方から持って張り縄に沿ってゆく必要があった。このため二人用、三人用、四人用と定規の中が広くなり、共同田植の形式をとるようになった。但東町地方では後退植えが行われ、前進型の回転定規は少なかった。この定規による田

次に碎土、水掻き用の馬耙は次図のようで、この方は余り進歩がなかった。一筆の耕地面積が小さく、大規模な整地を必要とせず、畦立てをして麦等を播く場合も、この当時はほとんど「馬鋤」「備用鋤」を用いたため、その利用は水田の「水掻き」整地に限られていたためである。のち馬耙の歯を自由に取替えしうるものも現れたが、一台あれば親子二代や三代は使えたので、余り改良は行われなかった。

図表 70 馬 耙



図表71 田植定規と田打車



植は、腰の痛いかなりの重労働で、多くは一週間程の間に行われた。それは水利との関係もあり、水をとる井根堰の上流から、順次水下に田植えが行われる必要があったためである。

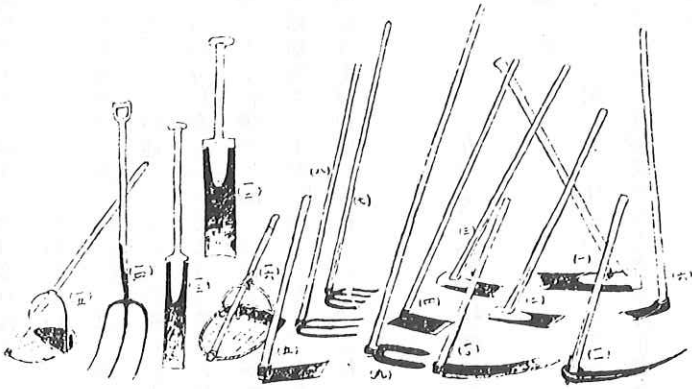
水田除草機

砂質壤土の地質が多かった但東町では、水田定植後、定規で正条植をしたあと備中鍬で田打ちを行った。丁寧なところでは縦と横に田打ちを行った。明治農法ではそのあと、鉄製の指にはめる爪をつけて、稲株を両手で搔いて除草した。この際は田植と同様腰を曲げ、手で田面を搔かいてゆくのであるから、腰の痛い重労働であった。しかも夏

の炎天下で行われ、稲が大きく成長してくると、稲の葉の先が目を刺し頬をなせて行った。この爪による除草を、田打ちの後三回も行った。一番草、二番草というのは、その回数を示し、この間水稲の追肥を行った。これに対し(三)のような草取機が発明され、立って柄をもち、水稻の株間を搔いて行った。草はそれによって水面に浮び、除草の目的と、田打ちの目的の二つを果した。

それに対し(二)の田打車が発明された。これは回転刃を持つ車を取柄の下部に取つけたもので、作業量も軽く、(三)の草取り機が前後に引いて田面を搔いてゆくのに対し、押しで行けば、刃が回転して、田打ちと除草とを兼ね行った。立って手で押してゆくだけでよく、這って爪で除草するよりずっと楽であった。しかし徹底した除草にはならなかったので、草の多い田や、除草に熱心な人は、田打車で除草したあと、やはり這っ

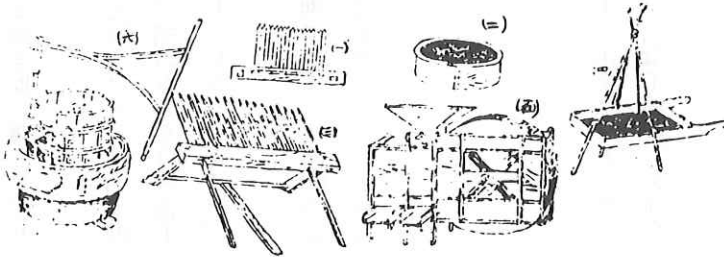
図表72 鋤 類



て除草爪で除草した。最後の除草を「止め草」といったが、水田除草はいずれにせよ、夏の炎天下の重労働であった。

田畑耕耘用、整地、除草用の手鋤類は上図のように、ほとんど変化がなかった。しかし大正の中期から、堆肥や草の収納、移動用に外国の「ホーク」図(四)が用いられるようになった。この時代の一つの進歩といえる農具であった。また木製の鋤(檜製)に鋤の刃をつける日本鋤に対し、板を除く外全部鉄製の「金鋤」図(四)が多く用いられるようになった。重量も軽く、操作も軽快で鋤の近代化とも云いうるものであった。これらの鋤類

図表73



は田と畑、除草と耕耘、開墾、土盛り、溝掘り、土の移動等、目的によって用途別の鍬が利用された。

収穫用具も明治時代と余り変りはなかった。農家の軒先にある「唐箕」(図(五)等も、安政年間に購入と記せられたものが、そのまま使われていた。(図表七三))

しかし稲扱きの千歯(図(一)(二))は、漸く回転式の稲扱機(足踏み式)に変わった。また篩分けも、(図(二)や(四)のような「ふるい通し」から万石通しに代わり、上部の「じようご」に米を入れると、網の斜面を自然落下してふるい分けが行われるような農具に替った。のちには「立線米選機」のように網目を自在に変えられ、大粒種でも小粒種でも篩い分けることができる精巧なものが用いられるようになった。

また籾摺機も「土製」のものから、のちにゴム製の回転籾摺機に変わったが、大正初期では多くは(図(六)のような回転式土臼が用いられていた。これらの農具によっても、農用機械器具の進歩はなお遅かったことが知られる。

九、大正昭和初期の生活の一断面

1、婚礼

婚礼はこの町に人が住みついたときから行われた家の大切な行事であり、新しい人生の出発点であった。この頃でも婚約は部落の有力者が仲介者となつて家と家の間で行われ、結納を納めた。「扇子納め」を行う風習もあつた。

結婚式は吉日が選ばれ、佛滅の日等が忌まれた事は今も変わらない。しかし結婚式は家の行事として、それ

ぞれ家で行われたため、その家にとっては大変な出来こととなり、畳を変えたり、障子を張り変えたりしてその日を迎えた。こし入れは嫁を出す方では嫁入り道具一式の披露をかね、親類縁者で宴が開かれ、当日は二―三時間早く嫁入道具を嫁入先に運んだ。この頃は自動車がなく車で引いて運ぶより方法はなかったし、雪が降って車の通らぬ日は棒で荷物をかついで運んだ。通婚圏も次第に広くなり国境の峠を越え、丹後方にこし入れしたり県外の嫁を迎える場合等も多くなつた。遠い場合はべた(馬が引く荷車)で運んだ。しかし村内の縁組が多く、人足は近所の者が互に奉仕した。人足には送り人足と、迎え人足があつた。嫁の化粧や着付けは「髪結い」という村の女の専門家を頼んだ、婚禮の日は嫁は朝出発しても夕方になり送り人足は嫁入先の門前で次のような歌をうたつた。

鶴がまいまうおかどの上で、尾あし揃えて雉子のまい。

天下大平願うことかなうた、末は鶴亀五葉の松。

梅の太木若芽の枝に、今宵うぐいすきてやどる。

また迎人足は、

今日は日も好し日柄もようて貰うていきます花嫁を。

鶴がまいまやお庭の亀がお家繁昌と出ておどる。

嫁が家に入る時には送り人足も迎い人足も声を揃へて、

お前百までわしや九十九まで、共に白髪のはえるまで。(「資母村誌」と歌つた。

人足等は予め酒を飲んで気炎をあげ、声の好い人が哀調を込めて歌うので、家を出てゆく花嫁が思わず涙

を浮べることもあった。かくしてこの頃は歩いて夕方花嫁が嫁入りの家につくまで、その荷物と花嫁一行の列は哀歎を込めて「嫁入り歌」が歌いつがれた。

大正に入ると人力車が用いられ、花嫁は人力車で嫁家に入った。嫁入りの菓子といつて煎餅（せんべい）などが、見物に集った村人や子供達に配られた。式は多くは婚家の座敷で行われ、両家双方の挨拶の後、三々九度の盃が行われた。固めの盃の酌は幼い男女の子供が選ばれ、花嫁花婿につぐことになっていた。婚宴では「高砂」等が歌われ、婚家の宴の多くは深夜となった。したがって披露の宴は翌日行われることもあったが、多くはその日に行われ夜の親類友人隣保婦人の祝宴が延々とつづき、新郎新婦の新婚旅行など考へられなかった。宴は深夜まで続いた。宴が終るとその日のご馳走の料理は当日出席者の家まで届けられる風習があった。そのため宴会を手伝う隣保の人びとの手数や労力も大変であった。

2、葬儀

葬儀も昔から隣保の人々が分業と協力で行うのが村のきまりであった。死人が出ると近所の人はみなその家集って役場への死亡届と埋葬認許願、この願に対し、ほとんど土葬であったから、死後二四時間後に埋葬すべき認許證を別紙のように村長が下付した。そして葬儀の打合せを行った。棺もその都度大工に頼んでつくった。

したがって葬儀の祭壇の供花等の紙細工作り、墓地に穴を掘る役等それぞれ分担して行った。また親類縁者等へ葬儀の日時等を知らせるため飛脚を立てた。積雪の日などはそれらの苦労も大変であった。

死者には悪魔がつかぬようと刀や刃物をおき、枕経といつて僧を招いて枕元でお経をあげた。死人は近

親で湯灌を行った。又死者には白衣を着せ、脚絆をつけ、草鞋を穿かせることが習慣となっていた。頭には白い三角の布で鉢巻をさせ頭陀袋をつけ、六文銭を容れた。これは西国巡礼の服装で、死者のあの世への旅立ちの形で棺に納めた。

葬儀は家に祭壇を設けて行い、読経など終ると棺の死顔を近親者に見せてナタの背等で釘を打ちつけた。

第五六號

埋葬認許證

兵庫県出石郡合橋村ノ内佐々木村三番屋敷

平民 榎本 うめ

合橋村
役場印

右埋葬認許ノ事

但明治廿六年十一月九日午後五時后ニ於テ埋葬

取計フベシ

明治廿六年十一月九日

兵庫県出石郡合橋村長

中田 善次郎 印

祭壇をとりわけ棺を出し、野送りの籠や盤台にのせ、埋葬役が肩になつて墓地に運んだ。多くの場合集つた親類縁者や近隣者で葬列をつくつて棺を先導した。その葬列は棺から白い木綿の布を伸してそれを手にもつて引きながら、墓地まで送つた。「野辺の送り」という言葉は、このことからはじめたといわれている。村を出て都会に出ている子供や孫が葬儀にかけつけ、

死人に別れを告げてこの葬列に加わるいじらしい姿も見られた。

野辺の送り役は司葬者が読み上げ、それぞれ次のような葬品を持って先導した。

一、親大六道

二、菓子

三、後灯笼

二、四旗

三、奠湯

三、御膳

三、花籠

三、奠茶

三、位牌

四、花輪

四、香爐

二、杖笠

五、灯笼

五、檜 (しきび)

二、枕 (まくらぎぬ)

六、作花

一六、紙花

一六、下座

七、小蓮

一七、前灯笼

八、大蓮

一八、遺影

九、盛花

一六、持方

一〇、生花

二〇、天蓋

葬列には僧が先頭に立ち、墓地の多くは山にあつたから、山の墓道をしづかに上つていった。

「僧は鉞を鳴らし俗は鉞を打つ」と資母村誌は書いている。今は火葬になつたが、埋葬時代の町の人々は、みなこうして山に埋められ、今も白骨となつて地下から町の発展をみつめているのである。埋葬の土は最も近い縁者が鍬で墓穴の棺にかけた。島崎藤村の書いた「夜明け前」の結びのように土は棺の上にぞろぞろと鳴つて落ちていった。